

資料提供(投げ込み) 令和2年1月10日(金)	
場所 津市政記者室	
事務担当課	
所 属	職・氏 名
都市計画部 建築指導課 (電話059-229-3197)	空家等対策担当副参事 丹羽 啓一郎

行政代執行による特定空家等の解体について

津市美里町五百野地内にある管理されず放置された空き家について、老朽化が激しく、部材の落下や飛散、道路側への倒壊が懸念され危険度が高いことから、平成27年7月、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家法」という）第2条第2項に基づく特定空家等に認定し、所有者7名（市内4名、県外3名）に対し解体・撤去による改善を求めてきました。

これまで空家法に基づく指導、勧告、命令を段階的に行い、その間、所有者に対して、文書又は電話による改善要求を繰り返し行ったほか、延べ27回に及ぶ自宅訪問を実施し、解体を求めて話し合いをしてきましたが解体するに至らなかったため、今回、解決の最終手段として、空家法第14条第9項に定める代執行により、所有者に代わり解体・撤去を実施するものです。

なお、解体・撤去に要した費用は、所有者から徴収します。

記

1 代執行開始宣言日

令和2年1月20日(月) 10時(予定) ※悪天候の場合は延期となります。

2 所在地

津市美里町五百野地内

3 解体面積

177㎡(木造住宅平家建て108.9㎡+木製下屋68.1㎡)

4 工事契約金額

2,618,000円(税込み、一般競争入札による)

5 その他

1月20日は、行政代執行開始宣言を行った後、空き家の仮囲いのみ工事を行い、実際の解体は翌日以降となる予定です。

なお、担当職員は8時30分頃から現場に滞在します。